

平成 1 8 年度

福島県環境審議会第 1 部会議事録

(平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日)

1 日 時

平成18年10月19日(木) 午後1時30分開会 午後4時35分閉会

2 場 所

県庁本庁舎2階 第1特別委員会室

3 出席者

(1) 審議会委員

稲森悠平 大越則恵 煙山昭子 後藤忍 紺野嘉昭 瀧本チイ 中井勝己
長澤利枝 引地宏 福島哲仁 以上10名(3名欠席)

(2) 事務局

生活環境部長 根本佳夫

(県民環境総務領域)

生活環境部政策監 藤原良一

生活環境部参事兼総務企画参事 松本茂

生活環境部企画主幹 小檜山均 ほか

(環境共生領域)

生活環境部参事兼環境活動推進参事 斎藤武宜

循環型社会推進参事 荒川実

環境評価景観参事 河津賢澄

自然保護参事 佐久間恒一

(環境保全領域)

生活環境部参事兼一般廃棄物対策参事 渡辺日出夫

産業廃棄物対策参事 新妻敏彦

大気環境参事 木村光政

水環境参事 長澤金一

4 議事(司会:渡辺主任主査)

出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づく定足数に達していることから、本会議が有効に成立していることを確認し、議事に入った。

はじめに、中井部会長より議事録署名人として、引地宏委員と煙山昭子委員を指名し、中井部会長が議事を進行した。

審議は、平成18年9月13日に県より福島県環境審議会に諮問し、第1部会に審議が付託された「福島県環境基本計画の見直し」について行った。

(1) 福島県環境基本計画「うつくしま環境プラン21」策定後の環境保全に関する主な動きについて

【事務局説明】

事務局(小檜山生活環境部企画主幹)より、資料1に基づき、福島県環境基本計画策定後の環境保全に関する主な動きやこれまでの取組みについて説明し、これらの取組み状況を、今回の見直しに反映させる(盛り込む)旨説明した。

【質疑等】

稲森悠平委員

資料1は、これまでの県の取組みということで各種条例や計画が掲げられているが、計画は実行性のあるものでなければならない。資料2では、これまでの進捗率がマイナスというものもあるが、後ほどでよいので、資料1の取組みと資料2の進捗の関係等について説明してほしい。

議長（中井部会長）

これまでの取組みと施策の進捗については、後ほど、事務局より説明があるので、その説明を聞いたうえで質疑等お願いしたい。

後藤忍委員

資料1の「環境への負荷の少ない循環型社会の形成」についてだが、この施策の推進に関して、「ゼロエミッション推進検討会」を設置し、ゼロエミッションへ向けた活動の普及・促進を図るための検討等を行ってきている。この取組みについても、この資料に記載してもよいのではないか。

事務局（荒川循環型社会推進参事）

ゼロエミッション推進検討会は、資料1に記載している「福島県循環型社会形成推進計画」の一部として取り組んでいる施策である。資料1には、県の取組みの主なものを記載している。全ての事業等を書き込むことはできなかったということであるので、御了承いただきたい。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

資料1は、今回の見直しの審議にあたり、委員の皆様これまでの主な取組みについて紹介するための資料である。実際の見直し計画のなかには、個別の様々な取組みについても盛り込んでいく予定であるので、御理解いただきたい。

稲森悠平委員

私は、福島県の環境の特徴は「水」と考えている。資料2などを見ると、湖沼の環境基準の達成率が悪かったり、施策の進捗率が低かったりしている。閉鎖性水域の水質保全については、生活排水対策が重要であり、私はこれまで浄化槽の研究に取り組んできていることから意見を申し上げたい。資料1の3ページに「福島県全県域下水道化構想の改定」について記載されており、「合併処理浄化槽・・・」の内容の説明があるが、私は、「合併処理浄化槽」というキーワードを使ってほしくないと考えている。単なる合併処理浄化槽ではなく、窒素やりんを除去する高度処理浄化槽でなければ、湖などの水質を保全することはできない。昨年度の環境審議会でも、浄化槽は「BODや窒素を除去」するだけではだめで、「りんを除去」しなければ湖沼の富栄養化を防ぐことはできないと意見し、「福島県廃棄物処理計画」や「福島県循環型社会形成推進計画」にも「りん除去」を明記すべきだと申し上げてきたが、残念ながら盛り込まれなかった。閉鎖性水域の水質保全を考えるうえで「窒素・りんの除去」は非常に重要であることから、今後とも、検討してほしい。

引地宏委員

同じく「福島県全県域下水道化構想」に関連してだが、本県のように広域の（面積が広い）県では、都市部では広域処理の下水道を整備することが良いかもしれないが、

中山間部等では広域処理ではなく、地域ごとの処理といったものを考えていく必要がある。地域の特性を生かした整備をするべきである。

長澤利枝委員

資料1の3ページ、「うつくしま「水との共生」プラン」では、「環境保全・治水・利水を総合的に管理・・・」とあるが、実際の河川整備等は治水や利水が優先されている。なかなか、「50年前のような水と人との関係を取り戻す」ということは難しいのではないかと考える。

後藤忍委員

最近見直しが行われた、国の第三次環境基本計画との関連はどうなっているのか。
事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

国の第三次環境基本計画は、平成18年4月に閣議決定されている。この計画では、今四半世紀における環境政策の具体的な展開として、「地球温暖化問題に対する取組」「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」「化学物質の環境リスクの低減に向けた取組」「生物多様性の保全のための取組」を掲げている。今ほど紹介した、国の環境基本計画の展開については、既に現行の福島県環境基本計画にも盛り込まれている。もちろん、国が本県の計画に盛り込まれていない視点を盛り込んだという場合は参考にしたいと考えているが、国の計画があって、県の計画があるという位置づけにはないので、基本的には、本県独自の考え方により策定するものであるので、御理解いただきたい。

後藤忍委員

国の計画では、今回「総合的環境指標」というものを定めているが、こういったものについては、取り入れていく予定はあるのか。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

資料2で、現在の福島県環境基本計画で定めている環境指標の見直しの方向について説明し、議論をいただく予定であるが、国の「総合的環境指標」等については、本県の計画に反映できるものについては、反映するなどの検討をしていきたい。

(2) 福島県環境基本計画「うつくしま環境プラン21」の施策の達成状況等

【事務局説明】

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）より、資料2に基づき、福島県環境基本計画の施策の達成状況や環境指標の見直しの方向について、これまでの取組みも含めて説明した。

【質疑等：資料2 p1からp8まで】

福島哲仁委員

現計画の各施策の中分類ごとに「施策の方向」が示されているが、例えば、資料2の1ページ「多様な自然環境の保全」については、4つの施策の方向が定められており、最初の3つは、本県の環境をどうしていくかという方向であり、4つ目には、ボランティアの育成等という人の育成に関する方向が示されている。この4つ目の、人の育成に関する方向が入っている施策もあれば、資料2の2ページの「生物多様性の保全」のように、人の育成に関する方向が入っていない施策もある。人の育成に関す

ることを入れる入れないについては、何か基準があるのか。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

平成14年3月に現在の福島県環境基本計画を策定した際、森林ボランティア等については、既に、様々なかたちで活動等を行っていた状況があった。一方、野生動植物の保護等については、計画策定後に条例や法律の制定等があり、これらに基づき、野生動植物保護サポーターの登録制度など具体的な取組みが進んできたという状況がある。したがって、計画策定当時は、野生動植物の保護に関しては、人の育成に関するところまで踏み込んで記載できなかったものと考えられる。

また、「生物多様性の保全」については、施策の方向に人の育成が含まれていないのに、環境指標として「野生動植物保護サポーター登録者数」という人に関するものが掲げられるのは、矛盾があるのではないかと指摘もあるかと思うが、「生物多様性の保全」という施策の達成状況をより県民にわかりやすいもので表した場合、「野生動植物保護サポーター登録者数」が適当ではないかということで、提案させてもらった。

福島哲仁委員

資料2の25ページに「学校、地域等における指導者の育成」という施策があるが、「指導者」という言葉が適切かどうかという点については疑問があるが、「人の育成」に関する施策を別個に項目だてすることも検討すべきではないか考える。

議長（中井部会長）

「人の育成」に関することを、各々の施策に盛り込むのではなく、一つの施策として項目だてするのも一つの考え方ではないか、（どちらが良いか現段階では結論はだせないけれども）という提案なので、今後検討してもらいたい。

紺野嘉昭委員

資料2の7ページの「リサイクル率」が低いのは、行政（市町村）の回収率が低いことが原因だと考えられるので、県からも市町村に働きかけてほしい。

また、同じく7ページの「産業廃棄物排出量」「産業廃棄物減量化・再生利用率」「産業廃棄物最終処分量」については、平成10年度と平成15年度の実績値しか記載されていないのはなぜか。あわせて、「産業廃棄物排出量」と「産業廃棄物最終処分量」については、目標値を見直したいということであるが、具体的な数値をお聞かせ願いたい。

事務局（渡辺生活環境部参事兼一般廃棄物対策参事）

リサイクルについては、紺野委員の御指摘のとおりリサイクル率が低い状況となっているので、市町村にさらに働きかけていきたい。昨年度、環境審議会で御審議いただいた「福島県廃棄物処理計画」にも、県や市町村の具体的な役割を定めているので、当該計画に基づき実施していきたい。

事務局（新妻産業廃棄物対策参事）

産業廃棄物関連の実績値については、実態調査に時間がかかり、また、システムが構築されていなかったという状況があったので、5年に1度のデータしかなかった。今年度、産業廃棄物税を活用した事業により、このシステム構築を図っているところであるので、今後は、毎年度実績値を把握できると考えている。また、目標値の見直

しについては、昨年度見直しを行った「福島県廃棄物処理計画」の目標値と整合を図っていくこととし、具体的には、「産業廃棄物排出量」については「8,514千トン」、「産業廃棄物最終処分量」については「596千トン」を考えている。

引地宏委員

リサイクルに関しては、リサイクルする材料ごとに考えていかないと、リサイクル率が向上しないと考える。自動車リサイクルについては、自動車の使用者からリサイクル料金を徴収するようになってから、急にリサイクル率が向上した。これまでは、業者まかせのところがあったが、ちょっと工夫するとリサイクル率が向上するということがあるので、現在リサイクルが遅れているものについては、それぞれ対策を考えていく必要がある。

煙山昭子委員

同じくリサイクルに関してだが、「ごみゼロ社会形成の推進」の施策では、「リサイクル率」をあげようとする一方で、「ごみの排出量」の進捗率が-1.1%と低い現状がある。県の取組みとして「もったいない運動」を支援しているようであることから、もったいないという観点や、3R、4Rといった観点からも、リサイクルの前の段階のリユースについて取り組んでほしい。リユースはお金もエネルギーもかからず、市民サイドでできるごみ減量化対策である。県民と一緒に取り組んでいくごみ減量化対策として、リユースについての環境指標、例えば「リユース率」などを盛り込むことについて検討してほしい。

事務局（渡辺生活環境部参事兼一般廃棄物対策参事）

御指摘として大変理解できるし、そういった環境指標があれば是非盛り込みたいと考えるが、現時点においてはそういった算出可能な指標の設定については、難しいと考えている。

事務局（荒川循環型社会推進参事）

煙山委員の御指摘はもっともである。昨年度策定した「福島県循環型社会形成推進計画」では、「もったいない50の実践」ということで、リユースに関する項目も掲げている。例えば「不要になった衣類は譲りあいましょう」「リターナブル瓶を利用しましょう」といった項目を掲げて、取組みを進めるよう啓発しており、将来的には数値目標化できれば良いと考えている。なお、10月23日24日に開催する「もったいない福島2006」というイベントのなかでも、具体的なリユースの取組み等を紹介する予定である。

事務局（渡辺生活環境部参事兼一般廃棄物対策参事）

10月はごみ減量化・リサイクル月間となっている。昨年度までは、ポスター掲示等の活動にとどまっていたが、今年度からはキャラバン隊を結成し、エコバック等を配布しながら、直接県民にごみ減量化とリサイクルを呼びかけていくなど、啓発活動も積極的に実施しているので、御承知願いたい。

瀧本チイ委員

ごみ減量化に関してだが、各市町村で集団回収の団体を募集したりしているはずである。旧二本松市では32団体が集団回収団体として登録し、団体同士が回収量を競い合いながら取り組んでいる。各市町村における集団回収団体数や回収量について、

県では把握しているか。

事務局（渡辺生活環境部参事兼一般廃棄物対策参事）

毎年の実態調査により把握しているので、次回の審議会でお示ししたい。

大越則恵委員

全体に関することだが、環境指標については、新たな視点から追加はしないのか。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

今回、いくつか新たな視点から追加した環境指標もある。環境指標については、統計的なデータとして継続的に把握できるものであることが条件であり、また、現在の環境指標についても、既に、様々な視点から設定がされていることから、更に、新たな視点での環境指標の設定ということは、なかなか難しい部分がある。もし、委員の皆様から、新たな視点での環境指標の設定について、具体的に提案していただけるとありがたい。

長澤利枝委員

資料2の3ページだが、「県立自然公園年間利用者数」は「国立・国定・県立自然公園利用者数」の内数であるから、統合するということであるが、これらはどのようなかたちで実数を把握しているのか。

また、4ページの緑地等面積はどこの緑地を指しているのか。

事務局（佐久間自然保護参事）

自然公園の年間利用者数については、県の観光グループで観光ポイントを設定し、観光客数を把握しているが、そのうち国立公園・国定公園・県立自然公園のポイントの人数を集計したものがこの実績値である。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

緑地等面積は都市計画区域内の都市公園面積、風致地区面積、緑地保全地区面積の合計であり、これを都市計画区域内の人口で割ったものが環境指標となっている。

長澤利枝委員

国立公園等の利用は、余暇活動の多様化等により減少しているようであるが、実感として、県民に身近な県立公園の利用は増えていると思う。おそらく、こういった利用はこれまでの統計に含まれていないと考えられるが、今後は、考慮していく必要があるのではないか。

【質疑等：資料2 p 9 から p 13 まで】

福島哲仁委員

資料2の9ページの「化学肥料使用量」と「化学農薬使用量」はどのように把握しているのか。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

「化学肥料使用量」と「化学農薬使用量」については、単位（農用地）面積あたりの使用量として算出しているが、年間使用量の実数をどのように把握しているかについては、担当部局に確認し、次回の審議会でお示しすることとしたい。

長澤利枝委員

資料2の10ページ「エコファーマーの認定数」が環境指標となっているが、その認定基準はどのようなものか。

また、「うつくしま、エコ・ショップ等認定件数」の認定基準は何か。

事務局（荒川循環型社会推進参事）

（エコファーマーについては）直接の担当ではないが、資料が手元にあるので説明する。エコファーマーは、堆肥を使用する、化学農薬を削減する、化学肥料を削減する、という3つの技術の項目をクリアした人が認定される。例えば、化学農薬、化学肥料については、20%以上削減するなどの基準が10項目以上あり、認定要件に合致すれば認定される。

次に、エコ・ショップ等についてだが、これは、エコ・ショップ、エコ・オフィス、エコ・レストランの認定件数である。エコ・ショップは、ごみの発生抑制の推進をしていること、再生品の利用促進等をしていることなどが要件となる。エコ・オフィス等についても同様である。

長澤利枝委員

エコファーマーは10項目の基準をクリアしたら良いということであるが、エコファーマー以外にも、自分で有機栽培を推進している農家もある。エコファーマーという制度を、我々消費者も認識しなくてはならないと思う。

大越則恵委員

エコファーマーを環境指標とすること自体は良いことだと思うが、エコファーマーよりももっと努力している農家も沢山いる。もっと質の高い農業をしている人たちに
関する環境指標を、盛り込んでいく必要があるのではないかな。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

参考となる御指摘であると思うので、具体的な環境指標を提案していただければ、関係部局と協議して検討することとしたい。具体的な環境指標名をあげていただけると大変ありがたい。

事務局（松本部参事兼総務企画参事）

無農薬栽培や有機栽培等に関しては、農業の差別化や高付加価値化といった観点から実施しており、エコファーマーは環境配慮といった観点から「持続性の高い生産方式に関する指針」に基づき実施しているものである。

稲森悠平委員

資料2の9ページ「家畜排せつ物処理施設整備率」についてだが、この施設整備については、先程来申し上げている、水の窒素やリンの汚濁負荷にも関わってくるので、具体的にどのような処理施設が整備されているか、次回でも良いので教えてほしい。

事務局（小檜山生活環境部企画主幹）

「家畜排せつ物処理施設適正処理率」については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準が適用される畜産農家のうち、同法に基づく施設が整備されている畜産農家の割合をいうが、具体的にどのような施設が整備されているかについては、次回お示しすることとしたい。

引地宏委員

資料2の13ページの「環境ホルモン濃度指針達成率」についてだが、環境ホルモンについてはたしかに解明されていない部分が多いが、見直しの方向として示されているように、この指標を削除するという事は、「環境ホルモンについては何の考慮

もしない」というように捉えられかねない。目標値は定めにくいにしても、現在の状況を示すなんらかの指標を定めるなど、多少考慮しなくてはならないのではないか。

事務局（木村大気環境参事）

環境省では、1998年にSPEED 98ということで、環境ホルモン様物質として68の物質を定めている。しかし、これを2005年にEXTEND 2005として見直している。このなかでは、環境ホルモン様物質としての枠をはずして（何が環境ホルモンかは決められないとして）いるが、その後も本県では、環境ホルモンという名称を使用し、毎年水質や大気の測定をしてきている。環境基準が定められていて、その達成率がどのくらいかといった場合は、環境指標として県民の皆様にもわかりやすいと考えるが、環境ホルモンには基準がないので、今回、環境指標から外したいと考えている。なお、環境ホルモンの測定状況等の取組み（現在の状況）については、環境白書等で県民の皆様にも広くお知らせしている。

長澤利枝委員

資料2の11ページ、「資源・エネルギーの有効利用」の施策についてであるが、この施策の環境指標の達成状況は非常にきびしい状況である。一般住宅の太陽光発電については、自治体で補助金をだして設置を促進しているが、実際は価格が高くてなかなか設置が進んでいない。県としても一層のPRに努めてほしい。

【質疑等：資料2 p 14からp 21まで】

福島哲仁委員

資料2の15ページの「光化学オキシダントの環境基準達成率」は、ここ数年0%ということか。

事務局（木村大気環境参事）

そのとおりである。光化学オキシダントについては、評価の仕方についても議論があるところではあるが、連続測定しているなかで、1時間でも環境基準を超過すると環境基準未達成ということになってしまう。全国的にも同様の状況であり、環境基準を達成している測定局が数%となっている。したがって、他の化学物質については、環境基準の達成率が100%や90%以上というなかで、光化学オキシダントだけは0%と、非常にわかりにくい状況になっている。

議長（中井部会長）

そういう意味で、資料2の15ページに記載のとおり「光化学スモッグ注意報発令日数」や「光化学オキシダントの大気環境基準時間超過率」を新たな環境指標としたいということで良いか。

事務局（木村大気環境参事）

そのとおりである。他県（千葉県）においてもこのような環境指標を用いているようである。特に、「光化学スモッグ発令日数」に関しては、直接県民生活に関わることなので、大変わかりやすい環境指標であると考えます。

引地宏委員

光化学オキシダントに関連してだが、光化学オキシダントの原因物質である、二酸化窒素の基準があまいと考えている。二酸化窒素は直接人体に影響がある濃度として基準が決められているが、光化学オキシダントの原因物質となることを考慮して、も

つときびしい基準を定めたり、対策が講じられるべきである。

事務局（木村大気環境参事）

たしかに、光化学オキシダントの原因物質の一つは窒素酸化物であり、また、窒素酸化物の環境基準の歴史をたどると、0.02 から 0.04 と上げられていることから、規制緩和ではないかとの指摘もある。光化学オキシダントの原因としてもう一つ言われているものに、VOC（揮発性有機化合物）があるが、これらがこれまで野放しであった（規制がかからなかった）ことにも問題があった。光化学オキシダントそのものを削減する対策は難しいが、その原因物質を削減する新たな対策としてVOC対策があげられる。なお、二酸化窒素の基準を見直すことについては、多くの人の意見を聴いて対応すべき問題と考えている。

引地宏委員

交通量の多いところは、二酸化窒素濃度も高くなり、そのような地域は光化学オキシダント濃度も高くなってしまふ。そういったことも考慮した二酸化窒素対策も必要である。

稲森悠平委員

資料2の14ページの「水質環境基準達成率」や17ページ「河川のBODに係る環境基準達成率」、18ページの「湖沼のCODに係る環境基準達成率」など、水に関連する項目について意見を申し上げたい。河川のBODについては、環境基準達成率が上がっても意味がないとまでは言わないが、その水が流れ着く先が内湾であるとか、湖である場合、窒素・りんが含まれている限り、そこで藻類を生産し水質を悪化（CODを上昇）させる原因となる。したがって、河川のBODが基準値内であっても（窒素・りんが含まれていれば）ほとんど意味がないと言える。

また、資料2の19ページに「下水道普及率80%程度が目標」とあるが、これは実現不可能ではないかと思う。下水道だけを推進するのではなく、分散型処理（浄化槽での処理）を進めなければいけない。下水道の問題点としては、接続率が低い（全国的にも約2割が接続していない）こともあげられる。したがって、接続率についてもしっかり把握しておく必要がある。

私は、茨城県の霞ヶ浦の水質再生の対策として、橋本知事に、窒素・りんを除去する浄化槽の補助創設を要望し実現した。その後、環境省でも窒素・りん除去型の浄化槽補助を実施している。猪苗代湖をはじめ福島県の湖沼は再生ではなく保全すべき湖であるが、水質をみとみると環境基準を達成していない湖沼がある。窒素・りん除去型浄化槽については、2、3割程度割高ではあるが技術も確立されているので、福島県でも積極的に補助制度等を導入するべきである。私は、現在国立環境研究所に勤務しているが、来年度からは福島大学に勤務する予定となっており、福島の美しい水環境を保全することに協力したいと考えている。是非、窒素・りん除去型浄化槽の導入を積極的に検討していただきたい。

事務局（長澤水環境参事）

ご存じのとおり、平成13年度に「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定したが、この条例では、一般家庭にも高度処理浄化槽の設置を義務づけた。条例制定時りんの除去は水質保全上重要であるとの認識はあったが、

当時は、りんを除去する浄化槽の型式が認定されておらず、やむを得ず窒素除去のみの規制となった。りん除去型の型式認定がされている状況であれば、今後は様々な方々の意見を聴きながら、規制等について検討していきたい。

なお、19ページの「下水道」については、「下水道普及率」ではなく、「下水道等普及率」であり、下水道と農業集落排水、合併処理浄化槽のトータルの普及率であるということを確認する。

大越則恵委員

水に関連する環境指標についてであるが、事務局の見直し案では、全て「COD」に置き換わってしまっているようである。CODは汚れているかいないかということはわかるが、何が原因で汚れているかがわかりにくい。保全のためには原因になるものの環境指標も必要ではないかと考えるので、もとに戻すのも一つの考えであると思う。

稲森悠平委員

水に関するよりわかりやすい環境指標としては、「透明度」などがあげられると思うが、大越委員の意見も踏まえて、もう一度検討してほしい。

引地宏委員

下水道の整備に関連してだが、冒頭から申し上げているとおり、地域によっては下水道ではなく、合併処理浄化槽による整備が適切な場所もあり、その実情に応じて整備すべきであるが、浄化槽が良いと勤めるだけでなく、補助制度を充実させるなど、整備を促す仕組みをつくっていく必要があるのではないかと。

【質疑等：資料2 p 22 から p 28 まで】

長澤利枝委員

資料2の24ページの「環境アドバイザー等派遣事業の受講者数」「こどもエコクラブ参加者」については、進捗率が良いことから目標値をあげたいということだが、例えば、環境アドバイザー等派遣事業については、受講者の地域が限定されている状況にある。また、こどもエコクラブについても、学校で半強制的に参加させているという実態もある。今後は、そういったことを改善するシステムづくりを考えてほしい。

また、25ページの「エコリーダー認定者数」についても、受講者数が伸びているが、認定を受けただけというのではなく、地域のなかで活躍できるようなシステムをつくるべきである。

さらに、25ページの環境教育の施策の中に、「体系的な環境教育学習の推進」というものがあるが、総合学習の中で環境学習を行っている学校もあると思うが、さらに取り組んでもらう必要があると考える。また、どの程度環境教育を取り入れているかということを経験指標として盛り込んでどうか。

事務局（斎藤生活環境部参事兼環境活動推進参事）

まず、環境アドバイザー等派遣事業については、毎年度多くの皆様に参加していただいている。23人のアドバイザーに活躍していただいているが、今後ともPRをしていきたい。こどもエコクラブについても、各学校・地域にPRしていきたい。

次に、エコリーダーについてだが、エコリーダー制度の趣旨は、もともと地域で環境保全活動をしている方に受講していただき地域のリーダーとしてさらに活躍しても

らおうというもので、はじめから活躍のフィールドはあるという認識ではあるが、今後とも、活躍の場の提供や交流会の実施による情報提供等をしていきたいと考えている。

また、どの程度学校教育に環境教育が取り込まれているか環境指標を設定してはどうかとのことだが、それについては、なかなか難しい面がある。昨年度、県では環境教育プログラムをNPO法人に委託して作成し、各学校に情報を提供している。今年度は、3校をモデル校としてこのプログラムを活用した学習を実施するなどの取り組みを行っているが、これらを環境指標に結びつけるのは難しいと考えられる。

長澤利枝委員

教育委員会の壁は厚いという実感がある。なかなか環境教育を学校教育に取り入れてくれないという実情は理解できる。NPO等と連携するなどして取り組んでいくのも一つの方法である。

大越則恵委員

環境教育のプログラム等は、学校には届くが、担当の（環境教育をやりたいと思っている）先生には届かないということが多いようであるので、やり方を変えていかなければならないと思う。

稲森悠平委員

私たちは、小学生をはじめとして植物をつかった水質浄化の仕組みを学ぶ体験学習を実施している。現在、色々な大学で授業をしているが、皆、勉強ばかりしていて水に親しむこともなく育っている。小学校や幼稚園の遠足は、自然と親しめる場所に行くなどして、体験をとおして環境を守る心を育てていく必要があるのではないか。

【質疑等：全体をとおして】

後藤忍委員

指標を分類する一つの考え方として、「P S R」というものがある。環境への負荷（PRESSURE）があって、環境の状況（STATE）がどうなり、その結果人間がどう対応したか（RESPONSE）という各断面から指標を設定するというものである。このような考え方からすると、今の環境指標は分野によって偏りがあるように感じる。この考えに当てはめると、どの視点が抜けているかなどがわかるので参考にしてほしい。

議長（中井部会長）

P S Rという考え方は、何をみれば詳しくわかるのか。

後藤忍委員

O E C Dのレポートをみれば良い。

議長（中井部会長）

今日の発言以外にも意見がある場合は、配付している用紙により事務局あてに提出してほしい。

(3) 今後のスケジュールについて

事務局(小檜山生活環境部企画主幹)より、追加意見については、10月27日(金)までに提出いただくよう依頼し、本日の審議や提出いただいた意見等を踏まえ、次回の福島県環境審議会第1部会(11月下旬予定)では、見直し計画の素案を示す予定であることを説明した。

(4) その他質疑等

煙山昭子委員

私は、NPO法人I I Y Oに参加し活動しているが、この度、県の後援を受けて11月12日に講演会を企画している。環境問題をテーマとしたものとなっているので、この機会に、皆様に参加してほしい。よろしくお願ひしたい(講演チラシ配付)。

以上で議事終了